

図書館フレンズふじしろ 会則

(名称)

第1条 この会は、図書館フレンズふじしろ(略称 L.F.F)と称します。

図書館フレンズふじしろ 組織図
会員登録人数：のべ76名(2019.5.14 現在)

(所在)

第2条 この会の事務局を、取手市ふじしろ図書館内に置きます。

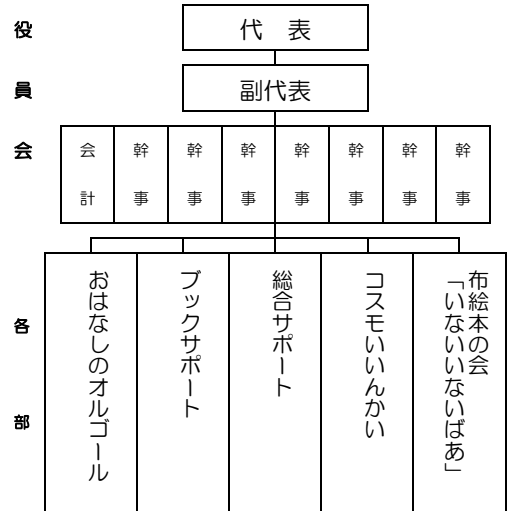
(目的)

第3条 この会は、ふじしろ図書館でのボランティア活動を通じて、人と人のふれあいを楽しみ、図書館をサポートすることを目的とします。

(組織)

第4条 この会には、次の各部を置きます。各部は部長・副部長を各1名選出します。

1. おはなしのオルゴール
2. ブックサポート
3. 総合サポート
4. コスモいいんかい
5. 布絵本の会『いないいないばあ』



(活動)

第5条 この会は、次の活動を、自主的に行います。

1. 図書館サポート活動
2. 会員のための活動
3. その他 会の目的に沿った活動

(会員)

第6条

1. この会の目的に賛同し、当図書館の利用カードを持っている人及び当会員で他市町村に転出し、なお引き続き当会での活動を希望する人は誰でも会員になれます。
2. この会への入会申請は、「フレンズふじしろ加入申込書」(様式1)を当図書館に申請し、第4条の入会する部長の承認を得ておこないます。
3. 新規会員は「ボランティア養成講座」を受講することとします。
4. この会で1年間活動がなく、また、「図書館フレンズふじしろ継続加入申込書」(様式2)の申請がない会員は、退会とします。
5. 「図書館フレンズふじしろ加入申込書」及び「継続加入申込書」に関わる事務は当図書館が行います。

(役員)

第7条

この会に次の役員を置きます。役員は部長・副部長の中から互選により選出されその任期は1年とし、代表・副代表は原則として部会の持ち回りとします。

- (1) 代表 1名 (2) 副代表 1名 (3) 会計 1名 (4) 幹事 7名

(運営)

第8条

1. この会の運営は、役員会の決定に従って行われ、年度初めに開かれる総会で報告することとします。
2. 役員会は原則として年4回開催します。
3. この会の年度は5月1日から翌年4月30日までとします。
4. 第4条の部会の運営費は、必要に応じて部内で協議決定します。

(会則の改定)

第9条

会則の改定は、役員会で出席者の半数以上の賛成を以って成立し、次の総会で報告を行うものとします。

- 附則 この会則は、2003年4月2日から施行の会則を改定し、2005年3月28日から施行します。
- 附則 この会則は、2008年2月6日から施行します。
- 附則 この会則は、2010年8月5日から施行します。
- 附則 この会則は、2011年5月21日から施行します。
- 附則 この会則は、2013年4月1日から施行します。